

令和4年氷川町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時：令和4年5月10日（火） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 1階 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
12番 稲田 一	13番 井副 陽子	14番 本田 智恵子

4. 出席農地利用最適化推進委員：11名

1番 稲田 誠	3番 岩村 大祐	4番 緒方 眞二
5番 宇田 義生	6番 松本 荘一	7番 藤田 譲治
9番 本山 満	10番 木村 高雄	11番 吉田 稔
12番 丸山 修二	13番 橋本 隆也	

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 議案審議

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第19号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程5. その他

日程6. 閉会

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 前崎 誠

事務局長補佐 坂梨 俊弘

係長 續 貴志

会計年度任用職員 川田 純也

主事 上田 菜月

8. 会議の概要

前崎事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和4年氷川町農業委員会第5回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長及び副会長とも欠席のため、氷川町農業委員会総会会議規則の第15条により、委員より議長を選出する必要があります。急でしたので事務局案を用意しておりますがそれでよろしいでしょうか。

それでは、事務局案として入江委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

以降の議事の進行は職務代理者の入江委員にお願いいたします。

入江委員

——〈挨拶〉——

入江議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、6番、木村委員、8番、中村委員を指名いたします。

つぎに、議案審議についてです。

まず、議案第16号、農地放題3条の規定による許可申請に関する件を上程します。

案件が1件です。案件(1)について事務局より説明願います。

川田職員

——〈議案第16号、案件(1)について説明〉——

入江議長

ただいま現地確認報告がありましたが、現地確認は永田委員が出席されましたが、本日欠席ですので、事務局の報告のみとさせていただきます。何かご意見はありませんか。

(異議なし)

入江議長

異議もないようですので、議案第16号、案件(1)について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

入江議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件が1件です。案件(1)について事務局より説明ねがいます。

續係長

——〈議案第17号、案件(1)について説明〉——

入江議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を 岩村 推進委員よりお願いいたします。

- 岩村推進委員 現地確認報告いたします。5月6日、午前10時より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画など確認しましたが、許可は適当であると思われますので、審議のほうお願いいたします。
- 入江議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見ありませんか。
- 濱田委員 埋め立てはするのでしょうか。
- 續係長 少しかさ上げはされる予定ですが、コンクリートやアスファルトでの埋め立てはしないそうです。
- 入江議長 他にありませんか。
(異議なし)
- 入江議長 異議もないようですので、議案第17号、案件(1)について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。
(全員挙手)
- 入江議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第18号、氷川町農用地利用集積計画(所有権移転)を上程します。事務局より説明願います。
- 續係長 ——<議案第18号について説明>——
- 入江議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので、認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。
- 濱田委員 譲受人は農地を全て貸し出しているが、このような人は農地の売買はできないのでしょうか。
- 續係長 売買はできます。詳細を説明します。
農事組合法人が農地を集積する法人になっておりますので、法人の構成員になっている人が農地を取得する場合は相対での所有権移転ができます。ただし、所有権移転する農地が農振地でないとこの方法では出来ません。
- 入江委員 他にありませんか。
(異議なし)
- 入江委員 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。つづきまして、議案第19号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)を上程します。事務局より説明願います。
- 上田主事 ——<議案第19号について説明>——
- 入江議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。
(異議なし)
- 入江議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つぎに、その他の連絡事項等についてです。事務局より説明
願います。

前崎事務局長 ——〈事務連絡等について説明〉——

入江議長 最後に委員の皆さまから何かありませんでしょうか。ないよ
うでしたら、事務局長が閉会を行います。

前崎事務局長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもち
まして総会を閉会します。

(午後 1 時 55 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)